国民年金からのお知らせ
国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

日本年金機構から、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに発送されますので、お手元に届きましたら、大切に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。送付スケジュールは次のとおりです。

	発送時期	対象者
①	令和8年10月下旬から11月上旬にかけて順次発送	令和8年1月1日から令和8年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
②	令和9年2月上旬	令和8年10月1日から令和8年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方（①の対象者は除きます。）

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関するご質問（Q＆A）等については、日本年金機構ホームページ（https://www/nenkin.go.jp/）に掲載されていますので、ぜひご利用ください。

また、同ホームページにお客さまからの照会に対してチャットの形式で自動的に応答するチャットボット（控除証明書相談チャット）も開設されていますので、ぜひご利用ください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関するご相談については、次のダイヤルでもお受けしています。

ねんきん加入者ダイヤル

電話番号　（ナビダイヤル）0570-003-004
050で始まる電話などナビダイヤルをご利用いただけない電話でかける場合は
（東京）03-6630-2525
＜受付時間＞
・月～金曜日　8：30～19：00
・第2土曜日　9：30～16：00
・土曜日、日曜日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用できません。

問合せ先　帯広年金事務所　☎0155・21・1511　役場住民課戸籍年金係　☎574・2213

国民年金からのお知らせ
国民年金保険料の育児免除制度について

10月から、子を養育する国民年金第1号被保険者（自営業者、農業者、学生、無職の方）について、その子が1歳になるまでの期間の国民年金保険料の納付が免除される制度が新たに始まりました。

納付が免除された期間の保険料については、納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

対象者▽1歳になるまでの子を養育する**国民年金第1号被保険者**の実父母・養父母の方で、子と同一の住所であり、その子との親子関係が継続している方（所得要件はありません）

免除期間▽**子を養育することとなった日の属する月から1歳到達日の翌日（1歳の誕生日）が属する日の前月まで**

※令和7年11月以降に出生した子を養育する方が対象

※問合せの際は、基礎年金番号をお知らせください。

問合せ先　帯広年金事務所　☎0155・21・1511　役場住民課戸籍年金係　☎574・2213

年金相談・手続きの際はご予約を！

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて「事前予約」を行っています。お待たせ時間の少ない「予約相談」を、ぜひご利用ください。

●予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。
●お申込の際は、基礎年金番号のわかるもの（年金手帳や年金証書など）をご用意ください。
●予約相談実施時間
月曜～金曜　9：00～16：00
土曜開所日　10：00～15：00
延長開所日　9：00～18：00

予約の申し込みは「予約受付専用電話」へ！
0570-05-4890
月～金曜（平日）8：30～17：15
マイナポータルからも予約ができます

所得税および復興特別所得税の予定納税（第2期分）の納税をお忘れなく

納付期間　令和8年11月2日（月）～11月30日（月）

※土・日・祝日は、金融機関および税務署の窓口での納付はできませんので、ご注意ください。
※災害等により、予定納税額の納期限が延長された場合は異なります。詳しくは税務署にお尋ねください。

予定納税とは

前年分の所得金額や税額などを基に計算した予定納税基準額が15万円以上となる場合には、原則、この予定納税基準額の3分の1相当額をそれぞれ7月（第1期分）と11月（第2期分）に納めることとなっています。この制度を「予定納税」といいます。予定納税額は、確定申告の際に計算した税額から引くことにより精算します。

納税する額

予定納税が必要な方には、6月中旬に税務署から「令和8年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」が送付されています。この通知書に記載された「第2期分」の金額が納税する額です。

なお、特別農業所得者の方の予定納税額については、予定納税基準額の2分の1の金額を、第2期分として1回のみ納付することとされています。

また、令和7年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告において、予定納税額の通知書の「電子交付」を希望した方については、予定納税額の通知書を書面の送付に代えてe-Taxにより通知します。

※「予定納税等通知書の電子交付」については国税庁HPに記載しています。

予定納税額の減額申請

廃業、休業または業況不振などの理由で、令和8年10月31日（土）の現況による令和8年分の「申告納税見積額（年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額）」が、税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合等は、予定納税の減額申請をすることができます。

第2期分の予定納税の減額申請をする場合は、令和8年11月16日（月）までに「予定納税額の減額申請書」※に必要事項を記載し、所轄税務署に提出してください。

提出後、税務署では、その申請について承認、一部承認または却下のいずれかを決定し、その結果を書面またはe-Taxでお知らせします。

※「予定納税額の減額申請書」は、国税庁HPに掲載しています。

■予定納税額の減額申請をe-Taxで提出される方のうち、税務署から送付される減額申請の承認通知書等の「電子交付」を希望した方については、減額申請の承認通知書等をe-Taxにより受け取ることができます。

予定納税額の納付方法

振替納税

○既に利用されている方
振替日は令和8年11月30日（月）です。振替日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。
※残高不足等で引き落としができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかることになります。

○これからご利用になる方
初回のみ、「振替依頼書」を所轄の税務署または金融機関へご提出ください。
なお、「振替依頼書」の処理には時間を要しますので、早めの提出をお願いいたします。「振替依頼書」は、自宅からe-Taxで提出することができます。
詳しくは国税庁HP「振替依頼書及びダイレクト納付利用届出書（個人）のオンライン提出について」をご覧ください。

キャッシュレス・その他の納付

令和8年11月30日（月）までに次のいずれかの方法で納付手続を行ってください。
詳しくは国税庁HPをご覧ください。
・ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）
・インターネットバンキング等　・クレジットカード納付
・スマホアプリ納付　・金融機関または所轄の税務署窓口で納付
・コンビニ納付（バーコードまたはQRコード）
※クレジットカード納付は決済手数料がかかります。
※スマホアプリ納付及びコンビニ納付は納付金額30万円以下に限ります。

問合せ先　十勝池田税務署　☎572・2171